## 告 示

## 埼玉県選管告示第七十五号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

老人ホ	老 人 ホ	老 人 ホ	老 人 ホ	種
) 	] 	 	 	別
(ユニット型) 社会福祉法人望未会	(従来型) 特別養護老人ホームサンライズガーデン社会福祉法人望未会	介護付有料老人ホームニチイホーム大宮二丁目千三百三十四番株式会社ニチイケアパレス 埼玉県さいたま市北区	特別養護老人ホームあすなろの郷浦和社会福祉法人あすなろ会	施設の開設主体及び名称
七番地一	七番地一	二丁目千三百三十四番地埼玉県さいたま市北区日進町	室三千二十九番地三埼玉県さいたま市緑区大字三	所 在 地